

第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

第1章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為審査の概況

1 初審事件の状況

(1) 概況

令和元年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、30年に対し53件減少し、245件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は9件であり、30年増減なしとなった（第13表参照）。新規申立件数245件のうち、合同労組事件の新規申立件数は184件で、新規申立件数に占める割合は75.1%となっており、30年より増加している（第14-1表参照）。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は109件（地方公務員等公務関係事件は3件）と30年に対し20件増加となっており、取下・和解件数は172件（地方公務員等公務関係事件は3件）と30年に対し35件の減少となり、その結果、次年への繰越件数は502件となった。

第1表 不当労働行為事件取扱件数（初審）

（単位：件）

区分 年	係属状況			終結状況				次年繰越	
	前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計		
総計	29	532	300	832	185 ①	111 ⑤	-	296 ⑥	536
	30	536	298	834	207 ①	89	-	296 ①	538
	元	538	245	783	172	109	-	281	502
業 う 関 ち 係 民 事 間 件 企	29	374	289	663	183 ①	105 ⑤	-	288 ⑥	375
	30	375	289	664	200 ①	85	-	285 ①	379
	元	379	236	615	169	106	-	275	340

（注）○内数字は分離事件で外数である。

(2) 新規申立ての状況

イ 新規申立件数

令和元における新規申立件数は245件であり、30年の298件に対し53件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は236件で、30年の289件に対し53件減少している（第1表参照）。一方、地方公務員等公務関係事件は

9件で、30年の9件に対し増減少なしとなっている（第13表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が95件（30年97件）で最も多く、次いで大阪41件、神奈川26件、北海道14件、愛知12件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が94件（30年92件）で最も多く、次いで大阪36件、神奈川26件、北海道14件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、大阪が5件、東京、愛知、兵庫、鹿児島が1件となっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

ロ 申立人別新規申立件数

新規申立件数245件を申立人別にみると、組合申立てが235件（新規申立件数の96%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが6件（同2%）、個人申立てが4件（同2%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが227件（民間企業関係事件新規申立件数の96%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て5件（同2%）、個人申立て4件（同2%）の順となっている（巻末統計表第3-1表及び第3-2表参照）。

ハ 労組法第7条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数236件を労組法第7条該当号別に重複集計してみると、2号関係事件181件（民間企業関係事件新規申立件数の76%）、3号関係事件130件（同55%）、1号関係事件90件（同38%）、4号関係事件2件（同1%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2号事件が81件（同34%）で最も多く、次いで2・3号事件43件（同18%）、1・2・3号事件39件（同17%）、1・3号事件24件（同10%）などの順になっている（巻末統計表第4-2表参照）。

ニ 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数236件を企業規模別にみると、49人以下が67件（民間企業関係事件新規申立件数の28%）で最も多く、次いで100人以上499人以下が52件（同22%）、1,000人以上が36件（同15%）、50人以上99人以下が28件（同12%）、500人以上999人以下が16件（同7%）の順となっている（巻末統計表第5-2表参照）。

ホ 業種別新規申立件数

新規申立件数245件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が39件（新規申立件数の16%）で最も多く、次いでサービス業が38件（同16%）、製造業が

35件(同14%)などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、道路貨物運送業が21件(同9%)、社会保険、社会福祉、介護事業が18件(同7%)、職業紹介、労働者派遣14件(同6%)、その他の事業サービス業が11件(同4%)などの順となっている(巻末統計表第6-1表参照)。

(3) 終結の状況

イ 終結件数

令和元年における終結件数は281件であり、30年の296件に対し15件減少となっている。その内訳をみると、民間企業関係事件は275件で、30年の285件に対し15件減少し、地方公務員等公務関係事件は6件で、30年の11件に対し5件の減少となっている(前掲第1表及び第13表参照)。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが109件(終結件数の39%)、取下・和解によるものが172件(同61%)となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが106件(民間企業関係事件終結件数の39%)で、30年に対し21件増加し、取下・和解によるものが169件(同61%)で、31件減少している(前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照)。

終結件数を労委別にみると、東京が99件で最も多く、次いで大阪53件、神奈川39件、北海道17件、兵庫11件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京99件、大阪50件、神奈川39件、北海道16件、兵庫11件などの順となっている(巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照)。

以上の結果、元年の未処理件数(2年への繰越件数)は502件で、前年からの繰越件数538件に対し、36件の減少となっている。なお、元年における終結率 $\left[\frac{281}{783} \times 100\right]$ は36%であり、30年の35%に対して1ポイント増となっている。

これを民間企業関係事件でみると繰越件数は340件で、前年からの繰越件数379件に対し39件減少しており、その終結率は45%と30年の43%に対して2ポイント増となっている(前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照)。

ロ 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数109件の内訳をみると、一部救済命令が39件(前年39件)で最も多く、次いで棄却命令35件(同19件)、全部救済命令32件(同29件)、却下決定3件(同2件)の順となっている(巻末統計表第2-1表参照)。

ハ 和解の状況

和解(取下を除く。)による終結件数は140件であり、30年の161件に対し21件減少している。その内訳は関与和解によるものが114件(30年134件)、無関与和解によるものが26件(同27件)となっている(巻末統計表第2-1表参照)。

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第1回調査に入るまでの段階が12件(和解による終結件数の9%)、第1回調査から第1回審問前までの段階が108件(同77%)、第1回審問から結審前までの段階が16件(同11%)、結審以降が4件(同3%)となっている(第2-1表参照)。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、申立から第1回審問前の120件では関与和解が96件(審問前終結120件の80%)、無関与和解が24件(同20%)であり、第1回審問以降の20件では、関与和解が18件(審問以降終結20件の90%)、無関与和解が2件(同10%)となっている(第2-1表参照)。

なお、労働組合法第27条の14第2項の規定に基づく和解認定の申立件数は0件であった(第2-2表参照)。

また、民間企業関係事件の和解により終結した139件を労組法第7条該当号別にみると、1号関係事件61件、2号関係事件105件、3号関係事件86件、4号関係事件5件となっている(1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない)(第2-3表参照)。

第2-1表 和解事件の段階別終結件数(初審)

(単位: 件、%)

区分 年	審問前		第1回審問以降		計
	申立から第1回調査に入るまでの段階	第1回調査から第1回審問までの段階	第1回審問から結審前までの段階	結審以降	
27	5 (2)	161 (78)	28 (14)	12 (6)	206 (100)
28	9 (5)	142 (78)	23 (13)	8 (4)	182 (100)
29	8 (5)	119 (75)	21 (13)	11 (7)	159 (99)
30	15 (9)	123 (77)	18 (11)	5 (3)	161 (100)
元	12 (9)	108 (77)	16 (11)	4 (3)	140 (100)
うち関与 和解	1 (8)	95 (88)	14 (88)	4 (100)	114 (81)
うち無関 与和解	11 (92)	13 (12)	2 (13)	0 (0)	26 (19)

(注) 分離事件を除く。

第2-2表 和解の認定件数（初審）

（単位：件）

区分 年	和解件数	和解認定 申立	和解認定			不認定
				うち和解調書作成		
					うち執行 文付与	
29	159	4	4	0	0	0
30	161	3	3	0	0	0
元	140	0	0	0	0	0

（注） 分離事件を除く。

第2-3表 労組法第7条該当号別終結（和解）件数〔民間企業関係〕

（単位：件）

区分 年	1号関係	2号関係	3号関係	4号関係	和解件数
29	63	126	83	2	158
30	55	126	86	2	155
元	61	105	86	5	139

（注） ・ 1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、1～4号関係の合計は事件数（和解件数合計）と一致しない。

・ 分離事件を除く。

次に、民間企業関係の和解で終結した事件の内容をみると、1号関係事件61件の内訳は、関与和解が51件、無関与和解が10件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは9件、解雇取消・依願退職及び解雇承認により職場を去ったものが計21件（解雇事件の和解31件の68%）などとなっている（第3表参照）。

第3表 労組法第7条第1号関係のうち解雇事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(61) 31	(51) 29	(10) 2
職場に復帰したものの	小 計	9	9	0
	解雇撤回・原職復帰	8	8	0
	再 採 用	1	1	0
職場を去ったものの	小 計	21	19	2
	解雇取消・依願退職	12	11	1
	解 雇 承 認	9	8	1
そ の 他 （ 含 不 明 ）		1	1	0

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ()内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件105件の内訳は、関与和解87件、無関与和解18件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの70件（2号関係事件の和解内容の総数106件の66%）、団交ルールを決めた11件（同10%）などとなっている（第4表参照）。

第4表 団交拒否事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(105) 106	(87) 88	(18) 18
今後の団交を約した	5	5	0
団交ルールを決めた	11	11	0
申立後団交した	2	1	1
紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなった	70	60	10
そ の 他 （ 含 不 明 ）	18	11	7

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ()内数字は、労組法第7条第2号関係事件の和解による終結件数である。

3 1つの事件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

3号関係事件86件の内訳は、関与和解69件、無関与和解17件となっている。和解内容を項目別にみると、不利益・支配介入を是正することで和解したもの

30件（3号関係事件の和解内容の総数118件の25%）、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの44件（同37%）などとなっている（第5表参照）。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(86) 118	(69) 100	(17) 18
不利益・支配介入を是正することで和解	30	29	1
紛争事項を今後協議（含事前協議制履行）	6	5	1
団交ルールを設定又は団交を約束	20	20	0
解決金支払	44	40	4
その他（含不明）	18	6	12

- （注） 1 民間企業関係事件のみを集計した。
 2 （ ）内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。
 3 1つの事件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

(4) 審査の状況

イ 処理日数

令和元年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では676日（30年660日）、取下・和解では314日（同313日）、総平均では454日（同418日）となっており、前年に比べると、命令・決定、取下・和解ともに増加している（巻末統計表第7表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では675日（年670日）、取下・和解では314日（同298日）、総平均では453日（同409日）となっている。

また、終結件数281件のうち1,000日以上を要した事件は18件である（巻末統計表第8-1表参照）。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が462日（30年381日）、第1回審問から結審前までの期間が130日（同108日）、結審から命令書交付までの期間が148日（同205日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が64%と最も多く、次いで、結審から命令書交付までの期間が20%、第1回審問から結審前までの期間が18%の順となっている（第6表参照）。

第6表 命令・決定事件（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

区分 年	申立から第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
27	375 (55)	158 (23)	145 (21)	678 (100)
28	377 (54)	157 (22)	164 (24)	698 (100)
29	360 (56)	101 (15)	185 (29)	646 (100)
30	381 (55)	108 (16)	205 (30)	687 (100)
元	462 (64)	130 (18)	148 (20)	726 (100)

（注）審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

令和元年中に終結した初審事件 281 件について、1 件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が 5.7 回（30 年 5.5 回）、審問回数が 1.3 回（同 2.2 回）、証人数は 1.7 人（同 1.3 人）となっている。終結事由別にみると、取下・和解事件では、調査回数は関与和解事件（5.2 回）が、審問回数は関与和解事件（0.3 回）が、証人数は関与和解事件（0.7 人）がそれぞれ最大となっている。また、命令・決定事件では、調査回数、審問回数及び証人数いずれも命令事件（それぞれ 7.5 回、2.9 回、3.7 人）が決定事件を上回っている（第 7 表参照）。

第7表 審査状況（初審終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数 (件)	30	296	46	27	134	87	2
	元	281	32	26	114	106	3
一件当たりの 平均調査回数 (回)	30	5.5	5.0	3.2	5.0	7.4	6.5
	元	5.7	4.1	3.3	5.2	7.5	3.0
一件当たりの 平均審問回数 (回)	30	2.2	0.2	0.1	0.3	7.0	1.0
	元	1.3	0.1	0.2	0.3	2.9	0.7
一件当たりの 平均証人数 (人)	30	1.3	0.3	0.1	0.6	3.2	1.5
	元	1.7	0.1	0.2	0.7	3.7	1.7

ハ 証人等出頭命令等の状況

令和元年中の初審の証人等出頭命令は、新規申立件数は 2 件が係属し、そのうち 1 件が取下・打切されている。

また、初審の物件提出命令は、前年からの繰越2件が係属し、1件が取下・打切となり、1件が次年に繰り越されている（巻末統計表第9-3表参照）。

ニ 審問を経ないで命令を発した事件

令和元年中に終結した初審事件281件のうち、労委規則第43条第4項の規定に基づき、審問を経ないで命令を交付した事件は9件であった。

ホ 三者委員による事件の解決のための勧告

令和元年中に初審において、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対し、三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は0件であった。

ヘ 審査の期間の目標及びその達成状況

都道府県労委の審査の期間の目標は、巻末統計表第9-1表を参照。このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の期間の目標の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

(5) 不服の状況

令和元年中に交付された初審の命令・決定書数は97件(30年77件)である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は67件(同51件)、行政訴訟が提起されたものは6件(同5件)となっている。ちなみに、その不服率は74.2%であり、30年の72.7%と比較して増加している(第8-2表及び8-3表参照)。

第8-1表 初審命令書数に対する不服状況推移

(単位：本、%)

年・区分		命令 決定書数 (A)	不服申立 な	不服数(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
27		94	37	57	60.6
28		99	36	63	63.6
29		102	33	69	67.6
30		77	21	56	72.7
元		97	25	72	74.2
元年命令・ 決定内訳	全部救済	29	8	21	72.4
	一部救済	34	5	29	85.3
	棄却	31	10	21	67.7
	却下	3	2	1	33.0

第8-2表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

(単位：本、%)

区分 年	命令・決定 書数 (A)	行訴提起 件数 (B)	再審査申立 件数 (C)	行訴提起率 (B)/(A)	再審査申立率 (C)/(A)
27年	94	7	50	7.4	53.2
28年	99	9	54	9.1	54.5
29年	102	14	55	13.7	53.9
30年	77	5	51	6.5	66.2
元年	97	6	67	6.2	69.1
小計	469	41	277	8.7	59.1

(注) (A)は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

(B)は、(A)のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

(C)は、(A)のうち再審査申立てがなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に申立てされたものを含む。

第8-3表 初審命令書に対する不服状況推移内訳

(単位：本、%)

区分 年	命令・ 決定書数 (A)	不服 合計 (B)	再審査申立			行政訴訟提起			再(労) 行(使)	再(使) 行(労)	再(双) 行(労)	再(労) 行(労)	再(労) 行(双)	不服率 (B)÷(A)
			労	使	双	労	使	双						
27	94	57	18	22	10	3	4	-	-	-	-	-	60.6	
28	99	63	19	21	14	1	8	-	-	-	-	-	63.6	
29	102	69	22	30	3	2	12	-	-	-	-	-	67.6	
30	77	56	14	25	12	-	5	-	-	-	-	-	72.7	
元	97	72	27	33	6	1	4	-	1	-	-	-	74.2	

次に、不服状況を労使別にみると、97件の命令書のうち、労働者側では、却下・棄却(救済命令中の棄却部分を含む。)の命令書68件(30年53件)に対して、再審査申立てが32件(同24件)、行政訴訟提起は1件(同0件)であり、その不服率は49%(同45%)となっている。一方、使用者側では、救済(一部救済命令中の救済部分を含む。)の命令書63件(30年58件)に対して、再審査申立てが39件(同37件)、行政訴訟提起が5件(同5件)であり、その不服率は70%(同72%)となっている(第9表参照)。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位：本、%)

区分 年	労働者提起(却下・棄却に対して)					使用者提起(救済に対して)			
	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	再審査 ・行訴	不服率	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	不服率
27	72	25	3	-	39	60	32	4	60
28	67	19	1	-	30	72	35	8	60
29	68	24	2	-	38	74	33	12	61
30	53	24	-	-	45	58	37	5	72
元	68	32	1	-	49	63	39	5	70

2 再審査事件の状況

(1) 新規申立て及び終結の状況

令和元年中に係属した再審査事件数は、前年からの繰越89件に新規申立て74件(30年64件)を加えた163件となっており、係属件数は前年に比べ4件の減少となった。

新規申立て74件の内訳は、教育、学習支援業の15件(30年12件)が最も多く、

次いで製造業、運輸業がともに11件(同13件、12件)と続き、地方公務員等公務関係事件は、1件(同0件)となっている。

これを労使別の申立件数でみると、労働者側申立てが34件(30年26件)、使用者側申立てが40件(同38件)となっている。

一方、終結件数は54件(30年78件)で、この結果、未処理件数109件(同89件)が次年に繰り越された。終結件数54件の内訳は、取下・和解によるものが29件(終結件数の54%)、命令・決定によるものが25件(同46%)となっている(第10-1表及び巻末統計表第2-3表参照)。

第10-1表 不当労働行為事件取扱件数(再審)

(単位:件)

区分 年		係属状況			終結状況			次 年 繰 越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総 計	25	100(3)	94(7)	194(10)	40(0)	24(3)	64(3)	130(7)
	26	130(7)	60(7)	190(14)	24(0)	28(4)	52(4)	138(10)
	27	138(10)	60(7)	198(17)	36(3)	41(8)	77(11)	121(6)
	28	121(6)	76(1)	197(7)	46(2)	40(4)	86(6)	111(1)
	29	111(1)	62(1)	173(2)	38(0)	32(1)	70(1)	103(1)
	30	103(1)	64(0)	167(1)	63(1)	15(0)	78(1)	89(0)
	元	89(0)	74(1)	163(1)	29(0)	25(0)	54(0)	109(1)

(注) 1. ()内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

また、令和元年の再審査事件における和解認定の申立件数は18件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成及び執行文の付与の申立てはなかった(第10-2表参照)。

第10-2表 和解の認定件数(再審)

(単位:件)

区分 年	和解件数	和解認定 申立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
				うち執行 文付与		
29	30	25	25	0	0	0
30	52	50	50	1	0	0
元	23	18	18	0	0	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

中労委においては、平成28年11月、審査の期間の目標を改定し、29年から令和元年までの3年間で、次の目標の達成に向けて取り組んでいる。

中央労働委員会に申立てがあった不当労働行為審査事件は、1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする(注)。

(注) 同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められる事件や平成16年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

元年の達成状況については、元年1月以降の係属事件140件のうち、元年末までに終結した事件は52件(平均処理日数493日)、このうち1年3か月以内に終結した事件は30件(全体の57.7%)となっている(巻末統計表第9-5表参照)。

なお、目標の注意書きとしている事件については、21件が翌年に繰り越された(巻末統計表第9-6表参照)。

(3) 再審査の状況

イ 処理日数

令和元年中に終結した事件の平均処理日数をみると、命令・決定では1,060日(30年513日)、取下・和解では231日(同431日)、総平均では615日(同447日)となっており、命令・決定は547日増加し、取下・和解で200日減少し、全体として168日の増加となった(巻末統計表第7表参照)。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない)についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が724

日、第1回審問から結審前までの期間が338日、結審から命令書交付までの期間が223日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が56%と最も長く、次いで第1回審問から結審前までの期間が26%、結審から命令書交付までの期間が17%の順となっている（第11-1表参照）。

第11-1表 命令・決定事件（再審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

区 分 年	申立てから 第1回審問前ま での期間	第1回審問から 結審前までの期 間	結審から命令書 交付までの期間	計
27	504 (61)	9 (1)	308 (38)	821 (100)
28	683 (69)	7 (1)	305 (31)	996 (100)
29	453 (53)	126 (15)	274 (32)	853 (100)
30	475 (68)	27 (4)	199 (28)	701 (100)
元	724 (56)	338 (26)	223 (17)	1285 (100)

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、第11-2表のとおりであり、命令事件では、調査回数7.3回（30年4.1回）、審問回数は0.7回（同0.5回）、証人数は1.3人（同0.9人）と調査回数、審問回数及び証人数のいずれも増加した。また、関与和解事件においては、調査回数は3.7回（同6.7回）、審問回数は0回（同0回）、証人数は0人（同0人）と調査回数は減少した（第11-2表参照）。

第11-2表 審査状況(再審査終結事件)

区 分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取 下	無 関 与	関 与	命 令	決 定
終結件数 (件)	30	78	11	0	52	14	1
	元	54	6	1	22	24	1
一件当たりの 平均調査回数 (回)	30	5.7	3.4	-	6.7	4.1	0.0
	元	4.9	0.8	2.0	3.7	7.3	0.0
一件当たりの 平均審問回数 (回)	30	0.1	0.0	-	0.0	0.5	0.0
	元	0.3	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0
一件当たりの 平均証人数 (人)	30	0.2	0.0	-	0.0	0.9	0.0
	元	0.6	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0

ハ 証人等出頭命令等の状況

令和元年中の再審査における証人等出頭命令及び物件提出命令の申立については、前年からの繰越し及び新規申立てはなかった(巻末統計表第9-3表参照)。

ニ 三者委員による事件の解決のための勧告

令和元年中に、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対して三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は2件あり、このうち勧告の内容を当事者が受諾し、和解で終結したものが1件、受諾しなかったものが1件であった。

(4) 不服の状況

令和元年中に交付された命令・決定書数は22件(30年14件)である。これらに対し、労働者側又は使用者側から、あるいは労使双方から行政訴訟が提起された命令・決定書数は、9件(同6件)であった。

不服率は40.9%(同42.9%)となっている(第12表参照)。

第12表 再審査命令・決定書数に対する不服状況推移

(単位：本、%)

年・区分		命令・ 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服申立 あり(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
27		33	24	9	27.3
28		29	19	10	34.5
29		27	15	12	44.4
30		14	8	6	42.9
元		22	13	9	40.9
元年命令・ 決定内訳	初審支持	9	6	3	33.3
	一部変更	7	3	4	57.1
	全部変更	4	2	2	50.0
	却下	2	2	0	0.0

- (注) 1 不服率の算出方法について、平成26年以前は、命令・決定書を交付した事件数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた事件数を分子として算出していたが、平成27年年報より、交付した命令・決定書の本数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を分子として算出することとしたため、本表の数値は平成26年以前の年報とは一致しない。
- 2 (A)は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。
- 3 (B)は、(A)のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

3 その他

(1) 地方公務員等公務関係事件の概況

イ 初審関係

令和元年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は9件（新規申立件数245件の4%）、終結件数は6件（終結件数281件の2%）となっている（第13表参照）。

新規申立件数9件を申立人別にみると、組合申立てが9件、個人申立てが0件となっている。労組法第7条該当号別では、2号関係事件が8件、3号関係事件が7件、1号関係事件が1件、4号関係事件が0件の順となっている（※）。

一方、終結件数は6件で、その内訳をみると、全部救済命令1件、一部救済命令0件、棄却2件、関与和解0件、無関与和解1件、却下0件、取下2件となっている。

（※）1件で2以上の項目にわたる事件があり、新規申立件数合計9件に一致しない。

第13表 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

（単位：件、％）

区分 \ 年	27	28	29	30	元
新規申立件数	(100) 347	(100) 303	(100) 300	(100) 298	(100) 245
うち地方公務員等公務関係事件	(5) 16	(4) 13	(4) 11	(3) 9	(4) 9
終結件数	(100) 365	(100) 327	(100) 296	(100) 296	(100) 281
うち地方公務員等公務関係事件	(5) 20	(4) 12	(3) 8	(4) 11	(2) 6

（注）平成28年の移送事件（2件）は除いている。

□ 再審査関係

令和元年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は1件（新規申立件数74件の1％）、終結件数は0件（終結件数54件の0％）であった（第10-1表参照）。

(2) 合同労組事件の概況

イ 初審関係

令和元年における合同労組事件の新規申立件数は、184件（新規申立件数245件の75.1%）となっている。このうち駆け込み訴え事件は82件あり、新規申立件数に占める割合は33.5%、合同労組事件に占める割合は44.6%となっている（第14-1表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京78.9%、大阪68.3%となっている（第14-2表参照）。

第14-1表 合同労組事件の申立状況（初審）

（単位：件、%）

年	新規申立 件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
				(a)に対する割合	(b)に対する割合	
27	347	259	(74.6)	108	31.1	41.7
28	303	215	(71.0)	93	30.7	43.3
29	300	222	(74.0)	84	28.0	37.8
30	298	222	(74.5)	84	28.2	37.8
元	245	184	(75.1)	82	33.5	44.6

- (注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
- 2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後、合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

第14-2表 合同労組事件の申立状況（初審）のうち、東京都・大阪府労委の取扱状況

(単位：件、%)

区分 年	新規申立件数				合同労組事件			
	371	うち東京・大阪計			276 (74.4)	うち東京・大阪計		
		209	東京 132	大阪 77		165 (78.9) (59.8)	東京 102 (77.3)	大阪 63 (81.8)
26	371	209	132	77	276 (74.4)	165 (78.9) (59.8)	102 (77.3)	63 (81.8)
27	347	186	117	69	259 (74.6)	145 (78.0) (56.0)	89 (76.1)	56 (81.2)
28	303	167	97	70	215 (71.0)	131 (78.4) (60.9)	75 (77.3)	56 (80.0)
29	300	154	105	49	222 (74.0)	114 (74.0) (51.4)	80 (76.2)	34 (69.4)
30	298	169	97	72	222 (74.5)	132 (78.1) (59.5)	67 (69.1)	65 (90.3)
元	245	136	95	41	184 (75.1)	103 (75.7) (56.0)	75 (78.9)	28 (68.3)

- (注) 1 ()内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。
2 < >内は合同労組事件全数に対する割合。

ロ 再審査関係

令和元年における合同労組事件の新規申立件数は、45件(新規申立件数74件の60.8%)となっている。また、このうち駆け込み訴え事件は7件あり、新規申立件数に占める割合は9.5%、合同労組事件に占める割合は15.6%となっている(第15表参照)。

第15表 合同労組事件の申立状況(再審査)

(単位：件、%)

区分 年	新規申立 件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
		31	(51.7)	6	(a)に対する割合	
					10.0	(b)に対する割合
27	60	31	(51.7)	6	10.0	19.4
28	76	51	(67.1)	10	13.2	19.6
29	62	37	(59.7)	10	16.1	27.0
30	64	35	(54.7)	7	10.9	20.0
元	74	45	(60.8)	7	9.5	15.6

- (注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。
「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範囲に含めた。
2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

(3) 終結事案の特徴的傾向累計(初審)

令和元年中に終結した初審事件 281 件のうち、初審の終結報告により終結事案の特徴的傾向をまとめたのは以下のとおりで、① 労組法上の労働者性・使用者性に関連する事件は 24 件、② 事業再編に関連する事件は 10 件、③ 個人委託・請負に関連する事件は 1 件、④ 有期契約(労働者)に関連する事件は 21 件、⑤ 定年後再雇用に関連する事件は 5 件、⑥ 労働者派遣に関連する事件は 0 件であった。

(4) 非正規労働者関係事件の概況

イ 初審関係

令和元年中に交付された命令・決定のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等)に関係した事件には、以下のようなものがある。

- ① 法人が、1 年を雇用期間とする嘱託契約を 6 年間にわたり締結していた組合の書記長 A を雇止めとしたこと、が不当労働行為であるとして救済申立てのあった事件(大阪 Y M C A 事件(1・3号)) [第 2 節 1 (1) No. 8]
- ② 大学が、①非常勤講師契約の更新に関する団体交渉において、組合要求書で求めた教授の出席には応じず交渉を行ったこと、②その後の団体交渉申入れを趣旨が明らかでないなどとして拒否したこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件(明治大学事件(2号)) [No. 9]
- ③ 会社が、組合員 A の有期労働契約の期間満了後に、A が採用前に会社に批判的な内容のビラを配布したこと、ビラの配布時に会社支所の敷地内に数回立ち入ったことを理由に次の有期労働契約を締結しなかったこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件(J R 西日本広島メンテック事件(1・3号)) [No. 17]
- ④ A らは C 会社の従業員として請負契約に基づき Y1 会社 B 工場で就労し、当該請負契約終了に伴い C 会社の他の従業員共に解雇されたところ、B 工場に従業員を派遣することとなった Y2 会社は、B 工場に就労する労働者を採用するに当たり、A ら組合員のみを不採用とした。
① Y1 会社が、B 工場での就労継続等を議題とする団体交渉を、Y2 会社が不採用理由の説明等を議題とする団体交渉を、それぞれ拒否したこと、② Y2 会社が

Aらを不採用としたこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（東リ事件（1・2号））【No. 18】

⑤ Y1 会社が、①パート社員の A1 組員を契約社員に登用しなかったこと及び②A1 組員が申し立てた退職の意思表示の撤回を認めなかったこと、③A2 組員による就業規則の全文コピーの提供要求を拒否したこと、④一連の団交で不誠実な対応に終始したこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（東日本環境アクセス等事件（1・2・3号））【No. 20】

⑥ Aの再雇用後の労働条件について団交期日の候補を記載した通知申入書を組合が提示したところ、会社が、協議が整う見込みはない、回答済み、書面で十分に直ちに団交を行う必要がないなどと回答し団交を開催しなかったこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（日本タタ・コンサルタンシー・サービスズ事件（2号））【No. 22】

⑦ Y2 会社らが、①組員 1 名を有期雇用契約制度を導入して有期雇用契約とした上で雇止めとしたこと、②同組員に対し、雇用期間中に工場への立入りを禁止し、タイムカードを撤去し、トラックからの私物の回収等を求め、自宅待機を命じたこと、③組合に対し、同組員の工場内での言動について従業員らが署名及び押印した嘆願書を提出したこと、④申立外警備会社又は警察に働きかけて同警備会社の警備員に対する暴行を理由に同組員を逮捕させたこと等、が不当労働行為であるとして申立てがあった事件（サトイ金属／関西スチールテクノ事件（1・3号））【No. 33】

⑧ 会社が、①Xを雇止めとしたこと及び②Xの雇止めに係る団体交渉において不誠実な対応を行ったこと、並びに③都がXの雇止めに関与したこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（はなまる事件（1・2・3号））【No. 40】

⑨ 会社が、①A2 を C1 社の担当から外したこと、同人に対する仕事の依頼回数を減らしたこと、②A3 の授業コマ数を減らしたこと、③A4 の上司である教区長が、Bに対し、A4 を解雇するための理由を探している旨発言したこと、④A4 を C2 校から C3 校へ配置転換したこと及び同人の C3 校における木曜日の授業を外したこと、⑤A1 に欠勤を理由に「最終警告書」を交付したこと、⑥A1 を雇止めにしたこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（シェーンコーボレ

ーション事件（１・３号））〔No. 44〕

- ⑩ 法人が、組合員Aの雇止めを交渉事項とする団体交渉に２回目以降は応じていないこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（信愛学園事件（２号））〔No. 58〕
- ⑪ 組合員２名の派遣社員から社員への登用、年次有給休暇の残日数等を交渉事項とする団体交渉を申し入れたところ、会社が、当該組合員とそれぞれ直接協議し、組合からの脱退工作を行ったこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（アニッシュ事件（３号））〔No. 59〕
- ⑫ 会社が、①A1及びA2との労働契約の契約期間を６か月から３か月に短縮したこと、②A3支部長を嘱託採用しないこと、③A2の退職願の撤回を認めないこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（交通機械サービス事件（３・４号））〔第２節１(2) No. 8〕
- ⑬ 府が、(1)非常勤講師である組合員３名について、①団交において、団交事項である勤務・労働条件等の回答を遅らせたこと、②勤務校や配当時間数について組合へ情報提供を拒否したこと、③組合の頭越しに同組合員らに労働条件を打診し辞令交付し勤務を開始させたこと、(2)特別非常勤講師(看護師)である組合員３名について、④団交において、雇用継続などの団交事項について回答しないまま任用しなかったこと、⑤他の学校での状況等を説明することなく任用しなかったこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（大阪府事件（１・２・３号））〔No. 10〕
- ⑭ 法人が、A組合員を雇止めにしたこと、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（赤枝会事件（１号））〔No. 21〕
- ⑮ ①日本郵政公社が、スキル評価制度を導入したこと、②日本郵便が、有期雇用である時給制契約社員を無期雇用に転換するに当たってスキル評価制度の結果に基づきこれを運用していること、③日本郵政が、時給制契約社員を無期雇用に転換するに当たりスキル評価制度の結果に基づきこれを運用していること、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（日本郵政事件（３号））〔No. 24〕

- ⑩ Y2 会社及び Y1 会社（Y2 会社の持株会社）が、①スキル評価制度を導入したこと、②新人事・給与制度を導入したこと、③無期転換制度を導入したこと、④スキル評価制度の運用で、組合員の正社員に、組合員の時給制契約社員の評価を行わせ、契約社員の賃金を決定したこと、⑤新人事・給与制度の運用で、役職者の組合員に、組合員の正社員の評価を行わせたこと、⑥無期転換制度の運用で、スキル評価の結果によっては雇止めにする、が不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件（日本郵政外 1 社事件（3 号））〔第 2 節 1 (3) No. 1〕

ロ 再審査関係

令和元年中に命令・決定書が交付された事件 25 件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等）に関係した事件は 5 件であった。

- ①・② 会社が、組合員 A の有期雇用契約の不更新に係る団体交渉を 3 回で打ち切り、それ以降の団体交渉申入れに応じなかったことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件（交通機械サービス事件（2 号））〔第 2 節 2 No. 1〕
- ③ 会社が、組合との間の労働者供給契約に基づき会社の業務に従事している組合員の賃上げに係る 3 回の団体交渉において、賃上げ余力はないとの回答の裏付けとなる資料を示し、理由を説明する等の対応をしなかったことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件（千代川運輸事件（2 号））〔No. 2〕
- ④ 会社らが、会社において、時給制契約社員の賃金をスキル評価等により決定したこと、期間雇用社員の無期転換制度を導入しようとしたこと等が不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件（日本郵便外 1 社事件（3 号））〔No. 19〕
- ⑤ 都の使用許可を受けて都庁でレストランを運営している会社が、パートタイマーとして勤務していた X を雇止めとしたこと、② X の雇止めに係る団体交渉における会社の対応が不誠実であったこと、③ X の使用者として都が X の雇止めに関与したことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件（はなまる事件（2 号））〔No. 20〕

第16表 非正規労働者関係事件（再審査命令・決定事件）

（単位：件）

	命令・決定件数	うち非正規労働者関係事件
平成27年	41	7
平成28年	40	10
平成29年	32	4
平成30年	15	4
令和元年	25	5

（注） 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表（<http://www.mhlw.go.jp/churoi/futouroudou/index.html>）の命令のポイント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者）に関係する事件を抽出したもの（高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く）。